

# 北海道公立高校生等奨学給付金実施要領

(平成 26 年 8 月 22 日学校教育局長決定)

(平成 27 年 7 月 28 日一部改正)

(平成 28 年 6 月 28 日一部改正)

(平成 29 年 6 月 30 日一部改正)

(平成 30 年 7 月 5 日一部改正)

(平成 31 年 4 月 26 日一部改正)

(令和 元年 6 月 28 日一部改正)

(令和 2 年 6 月 19 日一部改正)

(令和 2 年 7 月 27 日一部改正)

(令和 3 年 3 月 4 日一部改正)

(令和 3 年 6 月 18 日一部改正)

(令和 4 年 6 月 17 日一部改正)

(令和 5 年 6 月 26 日一部改正)

## 第 1 趣旨

北海道公立高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）の給付事務については、北海道公立高校生等奨学給付金支給要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

## 第 2 保護者等について

要綱第 3 条に定める保護者等について、高等学校等に在学する生徒は、一部が在学中に成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者」にある「当該他の者」を「成年年齢に達する日以前の日において生徒等の保護者であった者」（生徒等の父母であれば、その両親）を指すものとして取り扱うこととする。

## 第 3 世帯状況の確認方法等について

要綱第 5 条（1）及び（2）に定める世帯区分は、次により確認すること。

### （1）生活保護受給世帯

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助（以下「生業扶助」という。）が措置されている世帯は、基準日現在の生業扶助の措置状況を生活保護法（昭和 25 年法律 144 号）第 36 条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書で確認すること。

なお、生活保護受給証明書により生業扶助（高等学校等就学費）の確認ができる場合はこれに代えることができる。

（2）保護者等（高等学校等専攻科にあっては「生計維持者」と読み替えるものとする。以下同じ。）全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯  
ア 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であるかは、当該年度の課税

証明書、納税通知書又は個人番号が確認できる書類（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し等をいう。以下この要領において同じ。）等（以下「課税証明書等」という。）により確認すること。

イ 高等学校等就学支援金に係る法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）における就学支援金の申請・届出及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて（令和 2 年 4 月 1 日付け元文科初第 1861 号）における専攻科支援金の申請・届出の際、既に課税証明書等を北海道教育委員会に提出している場合又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録している場合は、提出を省略することができるものとする。

なお、提出を省略する旨の申し出があった保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税の所得割額は、就学支援金の届出書等に添付された課税証明書等及びオンライン申請により登録された税情報等により確認するものとする。

ウ 生業扶助が措置されている世帯は、当該世帯区分の対象としない。生業扶助が措置されていないことの確認は、申請書の誓約事項欄への記載により行うものとする。

(3) 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯  
ア 基準日現在、対象となる高校生等の他、15 歳以上（中学生を除く。）23 歳未満の子を扶養している世帯とする。

イ 15 歳以上（中学生を除く。）23 歳未満の子の扶養者は、健康保険証等の写しにより確認すること。ただし、健康保険証等での確認が不可能な場合は、扶養者の健康保険証の写しと共に申請者からの扶養申立書（別記様式 1）により確認するものとする。

ウ 基準日現在 23 歳未満である者の年齢は、年齢の計算に関する法律（明治 35 年法律第 50 号）の規定により計算するものとする。

#### 第 4 提出期限について

要綱第 6 条第 1 項の規定による保護者等から校長への申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出期限は、次のとおりとする。ただし、北海道教育委員会教育長及び教育局長（以下「教育長等」という。）がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 道内公立高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等は、当該年度の 8 月末日
- (2) 道内国立高等学校等及び道外国立高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等は、当該年度の 9 月末日
- (3) 秋入学など 7 月以降に入学することが定められている高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等は、入学日の翌月の末日
- (4) 当該年度の 12 月末日までに復学した高校生等の保護者等は、復学した日の翌月の末日

## 第5 受給申請について

要綱第6条の規定により保護者等から提出された申請書等は、次により事務処理をすること。

- (1) 要綱第6条の規定により申請書等を受理した校長は、申請内容等を確認し、在学証明書（別記様式2-1。以下「在学証明書」という。）、個人対象要件証明書（専攻科のみ。別記様式2-2。以下「要件証明書」という。）及び北海道公立高校生等奨学給付金受給申請者一覧（別記様式3。以下「申請者一覧」という。）を作成するものとする。
- (2) 校長は、申請書等に在学証明書、要件証明書及び申請者一覧を添えて、第4で規定する申請書等の提出期限の翌月7日までに、次の提出先に提出すること。
  - ア 道立高等学校等及び高等学校等専攻科 住所地を管轄する教育局長
  - イ 道内市町村立高等学校等及び高等学校等専攻科 教育長（学校設置者経由）
  - ウ 道内国立高等学校等及び高等学校等専攻科 教育長
- (3) 道外高等学校等及び高等学校専攻科に在学する高校生等の保護者等は、申請書等に次に掲げる書類を添付の上、教育長へ提出する。教育長は申請書等を受理後、申請者一覧を作成するものとする。
  - ア 道外高等学校等に在学 在学証明書（別記様式2-3）
  - イ 道外高等学校等専攻科に在学 在学証明書（別記様式2-3）及び個人対象要件証明書（別記様式2-4）

## 第6 給付金に係る事務について

この給付金の申請に係る審査、交付の決定及び給付金の給付に係る事務等は、道立高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する生徒の保護者等からの申請は、当該学校の住所地を管轄する教育局が行うものとし、道立高等学校等及び高等学校等専攻科以外に通う高校生等の保護者からの申請は、学校教育局高校教育課が行うものとする。

## 第7 支給の決定について

- 1 教育長等は、申請書等の提出があった場合、北海道公立高校生等奨学給付金支給認定審査表（別記様式4）により、提出された申請書等を審査し、給付金の支給又は不支給を決定し、その結果に基づき、決定の場合は北海道公立高校生等奨学給付金支給決定通知書（別記様式5。以下「決定通知書」という。）、不支給の場合は、北海道公立高校生等奨学給付金不支給決定通知書（別記様式6。以下「不支給通知書」という。）及び北海道公立高校生等奨学給付金支給決定者一覧（別記様式7。以下「支給一覧」という。）を作成するものとする。
- 2 教育長等は、北海道公立高校生等奨学給付金審査結果通知（別記様式8）を作成し、支給一覧、決定通知書及び不支給通知書とともに校長に通知するものとする。

なお、道内市町村立高等学校等及び高等学校等専攻科は、学校設置者を經由し校長に通知するものとする。
- 3 校長は、教育長等から送付のあった決定通知書又は不支給通知書により、申請者に通知するものとする。

- 4 道外高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等からの申請に係る決定通知書等は、教育長が申請者に通知するものとする。

#### 第8 支給の方法について

支給要綱第9条第2項のただし書きに規定する校長への委任方法は委任状（別記様式9。以下「委任状」という。）によるものとし、校長は、高等学校等及び高等学校等専攻科に納付する授業料以外の納付金等に未納がある保護者等から委任状の提出があった場合には、口座振替申出書（別記様式10）と併せて教育長等に提出するものとする。

なお、委任できる額は、授業料以外の納付金等に未納がある保護者等の未納額を上限とする。

#### 第9 教育長等の責務

- 1 教育長等は、給付金の支給の状況を明確にするため、北海道公立高校生等奨学給付金支給台帳（別記様式11。以下「支給台帳」という。）を備え付け、支給の状況を把握しなければならない。
- 2 当該給付金に関する帳簿及び書類は、当該給付金事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 3 教育局長は、別に定める日までに、北海道公立高校生等奨学給付金支給実績報告書（別記様式12）及び支給台帳の写しを道立学校配置・制度担当局長に提出するものとする。

#### 第10 新入生に対する早期支給及び家計急変世帯の取扱い等

高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（平成26年4月1日付け25文科初第1455号）3の⑤及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて（令和2年4月7日付け2文科初第56号）3の⑤に定める、新入生に対する給付金の早期化については別紙1により、家計急変世帯への支援については別紙2により取り扱うものとする。

##### 附則

この要領は、平成26年8月22日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

##### 附則

この要領は、平成27年7月28日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

##### 附則

この要領は、平成28年6月28日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

##### 附則

この要領は、平成29年6月30日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

##### 附則

この要領は、平成30年7月5日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

##### 附則

この要領は、平成31年5月1日から施行し、平成31年5月1日から適用する。

附則

この要領は、令和元年6月28日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年6月19日から施行し、令和2年6月19日から適用する。

附則

この要領は、令和2年7月27日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年3月4日から施行し、令和3年3月4日から適用する。

附則

この要領は、令和3年6月18日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

附則

この要領は、令和4年6月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和5年6月26日から施行し、令和5年7月1日から適用する。